

後志広域連合だより

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っています。

令和8年度後志広域連合当初予算の概要

令和8年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の概要をお知らせします。

一般会計及び特別会計を合わせた全体の予算総額は137億238万円で、前年度との比較では1億2,350万円（0.9%）の増額となりました。

増減の内訳は、一般会計が886万円（4.3%）の増額、国民健康保険事業特別会計は3,872万円（△0.6%）の減額、介護保険事業特別会計は1億5,336万円（2.4%）の増額です。



（単位：千円）

歳 入	
予 算 科 目	金 額
分担金及び負担金	1,157,929
国庫支出金	1,673,856
道支出金	5,801,901
繰入金	223,647
繰越金	1,312
諸収入	11,597
国民健康保険分賦金	2,139,824
介護保険料	1,093,365
支払基金交付金	1,597,281
財産収入	1,675
合 計	13,702,387

歳 出	
会 計	金 額
一 般 会 計	212,820
国民健康保険事業特別会計	6,903,369
介護保険事業特別会計	6,586,198
合 計	13,702,387

- 後志広域連合へのアクセス
〒044-8588
虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎車庫棟2階
（後志総合振興局裏）

- 後志広域連合Webサイト
URL：https://www.shiribeshi-kouiki.jp
二次元コードからアクセス
できます。



発行：後志広域連合

発行月：令和8年8月

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

税金は納期限までに納めましょう！！

◇ 後志広域連合税務課の役割

後志広域連合税務課は、関係町村において徴収困難となった滞納町村税を引き受け、財産差押をはじめとする滞納処分により早期に滞納を解消するために設置されました。

◇ 広域連合の引受状況

当広域連合及び関係町村の滞納整理の推進や、また過去に滞納処分を受けた方の納税に対する意識の変化などもあり、引受案件は減少傾向にあります。

今後も関係町村と協力して、更なる滞納町村税の圧縮を目指して業務を遂行してまいります。

《令和7年度実績及び令和8年度当初引受》

令和7年度実績(令和8年3月末)

引 受 件 数	引 受 金 額 (千 円)	徴 収 金 額 (千 円)
125	36,280	19,787

(徴収率 54.54%)

令和8年度当初引受(令和8年4月末)

引 受 件 数	引 受 金 額 (千 円)
104	41,946

前年増減 (▲21件) (5,666千円)



◇ 税金を滞納すると・・・

税金を滞納すると、財産調査や自宅等の搜索により発見された財産(家屋や土地等の不動産、所有している家財等の動産、給与や預金等の債権)を差押えます。

差押財産のうち不動産及び動産は、公売により、その代金を滞納町村税に充当します。

預金等の債権は、即時に滞納町村税に充当します。また、給与の差押えについては、滞納町村税が完納するまで継続されます。

なお、差押や搜索は、法令に基づいた行為であり、事前の予告はありません。

◇ どうしても納付が困難な方は

様々な事情で町村税の納付が困難な場合があります。

納付が困難な状況の方は、ご自身の判断で納付を後回しにせず、必ず課税元の町村役場税務担当課で納税についてご相談ください。



◇ 資格確認書等の更新について【 国民健康保険 】

【 資格確認書更新後のお願い 】

マイナ保険証をお持ちでない方へ、本年8月1日からお使いいただく「新しい国民健康保険資格確認書（“緑色”）」を7月中に送付しましたので、8月以降、医療機関等を受診される際に提示してください。



【 資格情報のお知らせ更新後のお願い 】

マイナ保険証をお持ちの方のうち、70歳以上の方と在留期間のある外国人の方へ「新しい資格情報のお知らせ」を7月中に送付しましたので、大切に保管していただき、医療機関等を受診される際は、マイナ保険証をご利用ください。

※ 医療機関等を受診される際に、何らかの理由でマイナ保険証の読み取りができない場合は、「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」をマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。

※ 有効期限が記載されていない資格情報のお知らせは更新がありませんので、引き続き大切に保管してください。万一紛失された場合は、お住まいの町村役場の国民健康保険担当窓口で申請していただくことで、再交付を受けることができます。

【 古い資格確認書・資格情報のお知らせについて 】

7月31日までお使いいただいた「古い資格確認書（“えんじ色”）」及び「古い資格情報のお知らせ」は、お住まいの町村役場の国民健康保険担当窓口へご返却いただくか、ご自身で細かく裁断のうえで破棄してください。

◇ バイオシミラーをご存じですか？

【 バイオシミラーとは 】

バイオシミラー（バイオ後続品）は、バイオ医薬品（先行バイオ医薬品）の特許期間満了後発売される薬で、元の医薬品と同じ効能、安全性を持つと確認された類似医薬品であり、より安価に購入することができます。

バイオシミラーを希望する場合は、かかりつけの医師にご相談ください。



【 バイオ医薬品とは 】

バイオ医薬品は、バイオテクノロジー（遺伝子組み換え技術や細胞培養技術など）を応用して生産されたタンパク質を有効成分とする医薬品です。

体内で不足する生理活性化タンパク質を補う働きや病気の原因となる分子の機能を阻害する働きがあり、主にがんや糖尿病、関節リウマチなどに使用されています。

【 バイオシミラーを使用するメリット 】

先行バイオ医薬品のおおよそ70%の価格で購入できるため、医療費負担を軽減することができます。また、先行バイオ医薬品と同様の効果であることから、従来は治療が難しかった病気にも効果が期待されています。

◇ 令和8年8月から介護保険制度が変わります
 ～ 介護保険施設などの「居住費・食費」の負担上限額が一部変更になります

介護保険施設やショートステイを利用する方の居住費・食費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の要件を満たす方には、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超えた分が、介護保険から給付されています。

令和8年8月から、対象者の「所得」や「居住費・食費」の一部上限額が以下のとおり変更になります。

負担限度額一覧表（令和8年8月から、※下線部分が変更箇所です）

利用者負担段階	所得状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型 個室	多床型	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
1	生活保護受給の方等	単身：1,000万円以下	550円	0円	880円	550円	300円
	高齢福祉年金受給者の方	夫婦：2,000万円以下	(380円)				
2	世帯全員が住民税非課税の方	前年の年金収入額＋年金以外の合計所得金額が82.65万円以下の方	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下					
3-1	世帯全員が住民税非課税の方	前年の年金収入額＋年金以外の合計所得金額が82.65万円超120万円以下の方	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	680円 【1,030円】
		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下					
3-2	世帯全員が住民税非課税の方	前年の年金収入額＋年金以外の合計所得金額が120万円超の方	1,470円 (980円)	430円 【530円】	1,470円	1,470円	1,420円 【1,360円】
		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下					

（）内：介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額

【】内：短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額

[]内：介護老人福祉施設等、「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設または「Ⅱ型」の介護医療院（療養室の床面積が8平方メートル／人以上に限る。）を利用した場合の額

◇ 1号被保険者(65歳以上の方)介護保険料のお知らせ

介護保険料は65歳になった月（誕生日の前日が属する月）の分から納める必要があります。

今年度の介護保険料の通知については、普通徴収もしくは普通徴収と特別徴収（年金からの天引き）の併用徴収の方は7月10日（金）、特別徴収のみの方は7月27日（月）にお送りしています。必ず内容を確認し、「払込取扱票」が同封されている方は納期限内での納付にご協力ください。

【口座振替をおすすめしています】

後志広域連合では、納付忘れ防止のために口座振替をおすすめしています。取り扱い金融機関窓口へ預金通帳と通帳届出印をお持ちいただくことでお手続きできますので、是非ご利用ください。

▼ 普通徴収の各期別納期限（R8）

期 別	納 期 限
第1期	令和8年 7月27日
第2期	令和8年 8月25日
第3期	令和8年 9月25日
第4期	令和8年10月26日
第5期	令和8年11月25日
第6期	令和8年12月25日
第7期	令和9年 1月25日
第8期	令和9年 2月25日

【コンビニ等でも介護保険料を納付できます】

今年度分介護保険料（普通徴収分）から、金融機関に加えてコンビニやスマホアプリでも納付が可能となりましたので、是非ご利用ください。納付可能なコンビニ等は「払込取扱票」の裏面をご確認ください。